第二十四条の六第一項中「費用の合計額」の下に「（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）」を加え、「、政令で定めるところにより」を削る。

第二十四条の九第二項中「第二十四条の十三、第二十四条の十四」を「第二十四条の十二第三項、第二十四条の十三から第二十四条の十四の二まで」に、「及び第二十四条の十八」を「、第二十四条の十八、第二十四条の十九の二第二項第二号及び第四項、第二十四条の十九の三第二項及び第三項並びに第二十四条の十九の四第五項」に改め、同項第六号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定知的障害児施設等の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定知的障害児施設等の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定知的障害児施設等の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第二十四条の九第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　申請者が、第二十四条の十五第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十四条の十七の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十四条の十四の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第二十四条の十一第一項中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第二十四条の十二に次の一項を加える。

指定知的障害児施設等の設置者は、第二十四条の十四の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定施設支援を受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定施設支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児施設支援が継続的に提供されるよう、他の指定知的障害児施設等の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十四条の十四の次に次の一条を加える。

第二十四条の十四の二　都道府県知事は、第二十四条の十二第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定知的障害児施設等の設置者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定知的障害児施設等の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、第二十四条の十二第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定知的障害児施設等の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第二十四条の十五第一項中「に立ち入り」を「、当該指定知的障害児施設等の設置者の事務所その他当該指定知的障害児施設等の運営に関係のある場所に立ち入り」に改める。

第二十四条の十六第一項を次のように改める。

都道府県知事は、指定知的障害児施設等の設置者が、次の各号（指定医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　指定知的障害児施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合　当該基準を遵守すること。

二　第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。

三　第二十四条の十二第三項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

第二十四条の十七第一号中「第九号」を「第十号」に改める。

第二十四条の二十第二項中「額は」の下に「、一月につき」を加え、同項第一号中「当該障害児施設医療（」を「同一の月に受けた障害児施設医療（」に、「以下この項」を「次号」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「の百分の九十に相当する額」を「から、当該施設給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額」に改め、同号ただし書を削る。

第二章第四節第三款を同節第四款とし、同節第二款の次に次の一款を加える。

第三款　業務管理体制の整備等

第二十四条の十九の二　指定知的障害児施設等の設置者は、第二十四条の十一第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一　次号に掲げる指定知的障害児施設等の設置者以外の指定知的障害児施設等の設置者　都道府県知事

二　当該指定に係る施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定知的障害児施設等の設置者又は指定医療機関の設置者　厚生労働大臣

前項の規定により届出をした指定知的障害児施設等の設置者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この款において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

第二項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

第二十四条の十九の三　前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定知的障害児施設等の設置者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定知的障害児施設等の設置者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定知的障害児施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定知的障害児施設等の設置者の当該指定に係る施設、事務所その他の指定施設支援の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。